

粉じん障害防止規則（昭和 54 年 労働省令第 18 号）

項目	条文	主な内容		
総則（定義等）	第1条	・事業者の責務		
	第2条第1項第1号	・粉じん作業：別表第1に掲げる作業、ただし、所轄労働基準局長が認定した作業を除く		
	第2条第1項第2号	・特定粉じん発生源：別表第2に掲げる箇所		
	第2条第1項第3号	・特定粉じん作業：粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるもの		
	第2条第2項～第6項 第3条	・所轄労働基準局長による粉じん作業非該当認定及び認定の手続き、取消し等 ・設備による注水又は注油をする場合の特例		
設備等の基準	第4条	・特定粉じん発生源に係る措置		
	第5条、第6条	・特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場及び坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものを除く）における換気の実施等		
	第6条の2～第6条の4	・粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る）における換気等の実施、半月以内ごとに1回、定期の粉じんの濃度の測定及び測定結果に応じた必要措置の実施		
	第7条	・臨時の粉じん作業を行う場合の適用除外		
	第8条	・研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合の適用除外		
設備の性能等	第9条	・作業場の構造等により設備等を設けることが困難な場合における所轄労働基準監督署長の認定による適用除外、報告、認定の取消し		
	第10条	・除じん装置の設置		
	第11条、第12条	・局所排気装置及びブッシュ型換気装置の要件及び稼働		
管理	第13条、第14条	・除じん装置の除じん方式及び稼働		
	第15条、第16条	・湿式型の衝撃式さく岩機の給水、湿潤な状態に保つための設備による湿潤化		
	第17条～第21条	・局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び除じん装置の定期自主検査及び記録の保存（3年間）、点検及び記録の保存（3年間）、補修		
作業環境測定	第22条	・特別の教育：特定粉じん作業に就かせるとき		
	第23条	・休憩設備		
	第24条	・屋内作業場の清掃の実施、たい積粉じんの除去		
	第24条の2	・発破終了後の措置		
	第25条～第26条第1項及び第2項	・作業環境測定の実施場所、遊離けい酸の含有率の測定		
作業環境測定	第26条第3項～第7項	・所轄労働基準監督署長による粉じん測定特例許可、手続き、報告、許可の取消し		
	第26条第8項	・作業環境測定等の結果の記録及び保存（7年間）		
	第26条の2～第26条の4	・測定結果の評価（記録の保存7年間）及びそれに基づく措置		
	第27条第1項	・呼吸用保護具の使用（別表第3の作業）		
保護具	第27条第2項	・電動ファン付呼吸用保護具の使用（別表第3第1号の2、第2号の2又は第3号の2の作業）		
	第27条第3項	・労働省の使用義務		
	第27条	・呼吸用保護具の使用（別表第3の作業）、労働者の使用義務		
	粉じん別表第1、第2、第3関係			
粉じん作業（別表第1）				
特定粉じん発生源（別表第2）				
呼吸用保護具を使用する作業（別表第3）				
1 鉱物等（湿潤な土石を除く）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く）。ただし、次に掲げる作業を除く イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐（すい）する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	別表第1第1号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所	別表第1第1号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式さく岩機を用いて掘削する作業		
	別表第1第1の2に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所	別表第1第1号の2に掲げる作業のうち、 ①動力を用いて掘削する場所における作業 ②屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（別表第3第2号の2に掲げる作業を除く）		
	別表第1第1の2に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所	別表第1第1号の2に掲げる作業のうち、 ①動力を用いて掘削する場所における作業 ②屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（別表第3第2号の2に掲げる作業を除く）		

粉じん作業（別表第1）	特定粉じん発生源（別表第2）	呼吸用保護具を使用する作業（別表第3）
2 鉱物等（湿潤なものを除く）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く）を積み卸す場所における作業（次号、第3号の2、第9号又は第18号に掲げる作業を除く）		別表第1第2号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（別表第3第2号の2に掲げる作業を除く）
3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く） イ 濡潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業	別表第1第3号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 ①鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所 ②鉱物等をすり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 ③鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（②の箇所を除く）	別表第1第3号に掲げる作業のうち、 ①屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（別表第3第2号の2に掲げる作業を除く） ②屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業
3の2 ズイ道等の内部の、ズイ道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業	別表第1第3号の2に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 ①鉱物等をすり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 ②鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（①の箇所を除く）	別表第1第3号の2に掲げる作業のうち、 ①屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（別表第3第2号の2に掲げる作業を除く） ②動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽（けん）引する機関車を運転する作業を除く		
5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く）		別表第1第5号に掲げる作業
5の2 ズイ道等の内部の、ズイ道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業		別表第1第5号の2に掲げる作業
5の3 坑内であって、第1号から第3号の2まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業		別表第1第5号の3に掲げる作業
6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる作業を除く）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く	別表第1第6号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 ①屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所 ②屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所	別表第1第6号に掲げる作業のうち、 ①手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業 ②屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所における作業
7 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く）	別表第1第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 ①屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 ②屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する箇所	別表第1第7号に掲げる作業のうち、 ①屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所における作業 ②屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する作業

粉じん作業（別表第1）	特定粉じん発生源（別表第2）	呼吸用保護具を使用する作業（別表第3）
8 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く	別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所	別表第1第8号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、粉碎する作業
9 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第3号、第3号の2、第16号又は第18号に掲げる作業を除く）	別表第1第9号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所	別表第1第9号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業
10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業	別表第1第10号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所	
11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第14号までに掲げる作業を除く）	別表第1第11号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所	
12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く	別表第1第12号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、原料を混合する箇所	
13 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業、ただし、次に掲げる作業を除く イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業	別表第1第13号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 ①屋内の、原料を混合する箇所 ②耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く）を動力により成形する箇所 ③屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げる箇所	別表第1第13号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業
14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出し、若しくは仕上げする場所における作業、ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く	別表第1第14号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、 ①屋内の、原料を混合する箇所 ②屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げる箇所	別表第1第14号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しがするため、炉の内部に立ち入る作業
15 砂型を用い铸物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は铸ばり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く	別表第1第15号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは铸ばり等を削り取る箇所	別表第1第15号に掲げる作業のうち、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落とし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて铸ばり等を削り取る作業

粉じん作業（別表第1）	特定粉じん発生源（別表第2）	呼吸用保護具を使用する作業（別表第3）
16 鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業		別表第1第16号に掲げる作業
17 金属その他無機物を製鍊し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く		
18 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製鍊し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業		別表第1第18号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業
19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業		別表第1第19号に掲げる作業
20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業		別表第1第20号に掲げる作業
20の2 金属をアーク溶接する作業		別表第1第20号の2に掲げる作業
21 金属を溶射する場所における作業	別表第1第21号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所	別表第1第21号に掲げる作業のうち、手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業
22 染土の付着した藪草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業		別表第1第22号に掲げる作業のうち、染土の付着した藪草を庫入れし、又は庫出しする作業
23 長大ずい道（じん肺法施行規則（昭和36年労働省令第6号）別表第23号の長大ずい道をいう。別表第3第17号において同じ）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチブルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業		別表第1第23号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチブルタイタンパーにより道床をつき固める作業
関係告示	①第11条第1項第5号の規定に基づく第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置の要件に関する告示（昭和54年労告第67号） ②第11条第2項第4号の規定に基づく第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設けるブッシュブル型換気装置の要件に関する告示（平成10年労告第30号） ③第12条第1項の規定に基づく第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置の要件に関する告示（平成10年労告第31号） ④第12条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設けるブッシュブル型換気装置の要件に関する告示（平成10年労告第32号） 参考通達：第8次粉じん障害防止総合対策の推進について（平成25年2月19日基発第0219第2号）	